

# 資料4

## 論点整理(案)

---

平成21年2月10日

# 1. ドメインの名称、事業者選定

## 1. 新国別トップレベルドメインの名称について

- (1) 覚えやすく短い方がドメインに適している
- (2) 「.日本国」よりも「.日本」の方がなじみやすいと考えられるのではないか

### 【プレゼン資料からの抜粋】

- ① 「日本」が短く、ドメインに適している(テレサ協)
- ② 短い方が望ましい(JAIPA、IAJapan)
- ③ 「日本国」よりも「日本」の方がなじみがある(IAJapan)

## 2. 事業者選定について

- (1) ICANNとの関係では、ある事業者が「.日本」の管理運営事業者となることについて、国が支持すれば足りる
- (2) 「.日本」の管理運営事業者は1者に限られるため、その選定においては公平性・透明性が必要
- (3) これまでの日本のインターネットは民間主導で発展してきたことを踏まえれば、民間を中心に国と連携して「.日本」の管理運営事業者の選定に取り組むべきではないか
- (4) 民間主導による選考を行う場としては、例えば、インターネット関連団体等が共同で選考の枠組みを作り、公正かつ透明な手続きの下で有識者による委員会を設置し、この場で選考を行うことが考えられる
- (5) その選考が本委員会の提言に従ったものであり、また、政府と一定程度の関連性を持って行われる場合には、政府は、こうした民間主導の枠組みによる選考結果を基本的には尊重することが求められるのではないか

### 【プレゼン資料からの抜粋】

- ① 民間の有識者を主体とする場で選定することが適当(テレサ協)
- ② 委員会は選定基準作りに徹すべき(テレサ協)
- ③ 申請予定者は選定メンバーに加わらないことを原則とすべき(テレサ協)
- ④ ICANNの基準に準拠し、民間主導による公平・公正な手続によって選定されること(IAJapan)
- ⑤ 比較審査の結果について概要を公表すべき(テレサ協)
- ⑥ 透明性が確保される仕組みで選定されることが望ましい(JAIPA)
- ⑦ 新規市場開拓の観点から新規事業者が望ましいが、既存事業者も否定しない(IAJapan)

## 2. 資質等に関する審査項目

### 3. 候補者の資質等に関する審査項目

#### 3-1. 日本法人に限定するかどうか

- (1) 国内法の適用等を考慮すれば、内国法人(日本国内で法人登記)に限定すべきではないか
- (2) 外資の取扱いについては、審査段階の選定基準(例えば、株主構成の安定性等)で考慮すべきではないか

#### 3-2. 既存事業者の申請を認めるか(既存事業者の出資による法人をどのように扱うかも含む)

- (3) 公平・公正な選定が行われれば、既存事業者を特段排除する必要はないのではないか
- (4) 他方、競争の導入といった視点からは、例えば、比較審査において新規事業者と既存事業者が同評価の場合には、新規事業者を優先することも考えられるのではないか

#### 3-3. 法令違反歴があるかどうか

- (5) 反社会的勢力の関与を排除することが必要なのではないか

#### 【ご意見】

- ① ガバナンスがしっかりしていれば「日本で設立された法人」ということを要件とすればよいのではないか
- ② 株式会社に限らず、NPO法人等非営利団体にもチャンスを与えるべき
- ③ 株式会社はグローバルな経済環境に柔軟に対応できるメリットがあるので、問題が生じないよう監査をしっかりと行っていけばよい
- ④ 外資であることを欠格事由とすることは望ましくない。審査段階の選定基準として考慮すべき要素なのではないか

#### 【プレゼン資料からの抜粋】

- ⑤ 日本の法人であるべき(テレサ協、JAIPA、IAJapan)

# 3. 業務運営に関する審査項目

## 4. 業務運営に関する項目

→ 選定委員会において、既存事業者のサービスレベルを参考に、少なくとも下記の8項目について審査基準を策定し、比較審査を行うべきではないか

- |                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| (1) 技術的能力                     | (4) 事業運営の透明性(国民、利用者への説明責任) |
| ・ DNSサーバーの運用を円滑に行うための技術的能力    | ・ ドメイン事業収支の公表              |
| (2) 経営基盤                      | (5) コンプライアンス体制             |
| ・ 安定的な事業運営に必要な資金の確保(借入金等)     | ・ 法令遵守のための体制の整備            |
| ・ 事業開始後の収支の見通し                | (6) 利用者等外部からの苦情・問合せ対応の体制   |
| ・ 株式会社にあっては、株主構成の安定性          | (7) 国際的な役割の遂行              |
| (3) 事業計画                      | ・ グローバルなDNSの運営における連携確保     |
| ・ サービス開始時期                    | ・ ICANNの議論への貢献等            |
| ・ 適切な設備投資計画(ドメイン数に応じた設備増強計画等) | (8) 国内のインターネットコミュニティへの貢献   |
| ・ ドメイン登録料の価格設定方針              |                            |

### 【ご意見】

- ① 事業運営にかかるコストはサービスレベルによって数倍異なる。ヨーロッパ(EU)等の例をみると、年間15~30億円かかっている支出が当初数億円というのは、滑り出しの負担額の想定としては妥当ではないか
- ② ドメイン登録料も審査項目とすべきではないか
- ③ ドメインはロックイン効果もあり、入り口を安くして値上げすることも考えられるので、最初の料金を見るのは適切ではないのではないか
- ④ 「.日本」は日本国民全体の試算であり、インターネットの発展に寄与するための国内、国際的な活動に収益の一部を還元することが必要ではないか
- ⑤ DNSセキュリティについてキャッチアップし、個人情報保護の観点からも情報漏洩の無い体制がとられていることが必要ではないか
- ⑥ 外部からの要望を受け付け、審査する窓口等があればいいのではないか

### 【プレゼン資料からの抜粋】

- ⑦ 少なくともJPRSと同等以上の運用技術、運営の透明性、ドメイン名紛争処理を提供すること(テレサ協、IAJapan)
- ⑧ JPRSが「.日本」の管理者になった方が便利(テレサ協)
- ⑨ 複数の候補がある場合には、価格と手続の利便性の高い事業者を優先すべき(テレサ協)
- ⑩ ユーザー、国民にとって不利益の無いよう、また特定の個人、団体等に利益を供することの無い運営が要求される(JAIPA)

# 4. ドメイン名空間(分離・一致)

## 5. 「.日本」と「.jp」の関係

(1)「.日本」の登録者と「.jp」の登録者を「完全に一致」させる場合には、例えば、「テスト.日本」は「テスト.jp」の登録者しか登録できないなど、新たなトップレベルドメインが有効に活用されないおそれがある。

他方、「完全に分離」とした場合には、こうした問題は生じないが、「テスト.jp」と「テスト.日本」の登録者が異なることについて、利用者の混乱を招くおそれがあると考えられる

(2)「完全に分離」とした場合でも、例えば、「.jp」ドメイン登録者に対し、一定期間は「.日本」への優先登録を認めること等により、こうした両者の問題点について(比較的)適切に対処することができるのではないかと

### 【ご意見】

- ① 「.jp」と「.日本」の一致分離に関して、完全一致でないと思用されるのではないかと懸念があるが、逆にうまくコントロールできれば分離も可能であると考え
- ② 技術的にみると中間にサーバーを置いてマッチングする必要があり、「.jp」と「.日本」の登録者が同一人物であるかを判断するため、登録者にパスワードを付与するなど、億単位のコストがかかる
- ③ 同じドメイン名を複数の正当な理由をもつ者が使用したいという場合、「.jp」を所有している者が機械的に「.日本」所有の権利を有することにこだわらなくてもいいのではないかと
- ④ サービスポリシーを限定すること自体をこの場で決定してよいかも含め、さらに議論すべき
- ⑤ 利用者側からも自由に意見が言えることが確保されるのであれば、サービスポリシーを柔軟にすることには賛成

### 【プレゼン資料からの抜粋】

- ⑥ 完全分離とするとフィッシングに悪用される懸念(テレサ協)
- ⑦ ただ、完全一致としてもフィッシングの抑止効果は完全ではない(テレサ協)
- ⑧ 完全分離とすると、同一文字列を正当な理由で希望する複数の者が棲み分けるチャンスがあるのではないかと(テレサ協)
- ⑨ 後で完全一致を緩和し、分離とすることは出来るが、逆は困難なので、慎重に検討すべき(テレサ協)
- ⑩ Web利用者にとっては、「日本語.日本」と「日本語.jp」の所有者が同じであることが望ましい(IAJapan)
- ⑪ 管理運営事業への参入障壁を作らないようにするには分離の方が現実的であり、一致にするとコストを上げることになる(IAJapan)

### (分離とした場合のルール関連)

- ⑫ 「日本語.jp」と同様の予約ドメイン運用が望ましい(IAJapan)
- ⑬ 「日本語.jp」登録者に優先登録を行うことが望ましい(IAJapan)
- ⑭ 商標権者の先願期間を設ける方が良い(IAJapan)
- ⑮ 先着順ではなく、抽選による登録期間を設けることが望ましい(IAJapan)

# 5. ドメイン登録者の条件

## 6. ドメイン登録者を「.jp」と同様に日本の個人、法人等に限定すべきかどうか

- (1) gTLDが複数ありこれから利用可能なドメインが大きく増加することが予想される中、「.日本」という国別ドメインの特色を活かすためには、日本に居所を有することを登録の条件とし、ドメインの登録者が日本に居ることを示すようにすることが望ましいのではないかと
- (2) まずは、こうした運用を行うこととし、その状況を踏まえ、将来必要となった場合には、外国に居る者にも登録可能とすることが適当ではないかと(外国に居る者の登録を認めた後に、登録者を日本に居る者に限定することは事実上困難)

### 【ご意見】

- ① 国別ドメインについては、「.com」などのgTLDも含めて複数あるドメインのうちの一つ。ユーザーの選択が広くある中で、どのようなサービスが行われるべきかを考慮し、その上で、「.jp」のような国別ドメイン(ナショナルスペース)をどう扱っていくかを考えていくべきではないかと
- ② 個人の登録も認めるべき
- ③ 国内外問わず、登録を受け入れることもありうるのではないかと
- ④ ドメイン登録者が不正を行った際に、法律に基づいて強制力を行使するためには登録者を日本人・日本法人に限定した方がよい
- ⑤ 外国からのドメイン登録を認めると、登録者が増えるため、スケールメリットからコストが下がることが期待される
- ⑥ 「.jp」についても議論があったが、JPDメイン名諮問委員会でも議論があったが、まずは国内での普及を優先させるため、日本の個人・法人に限定すべきとの答申を得ている
- ⑦ 日本法人であれば法人登記を確認できるが、海外の法人では調べようがないため、適正な管理運営を行う上で問題があるのではないかと

### 【プレゼン資料からの抜粋】

- ⑧ 日本の法人に限定すべき(テレサ協)



# 6. 業務運営の基本ルール

## 7. 業務運営の基本ルール

- (1)ドメイン管理運営事業者の監督監理のための新たな枠組みを構築し、「jp」の監督監理も含めて、より実効性や透明性の高い枠組みに移行することが必要ではないか
- (2)仮に事業者選考を民間主導で行う場合には、その際の仕組み(枠組み)をこの監督監理にも活用することも一つの案として考えられるのではないか

### 7-1. データエスクロー契約

- (3)「jp」と同様に、登録者の保護の観点から、管理運営事業者の破産等に備え、円滑に別の管理運営事業者に移管出来るようにドメイン登録者等のデータを第3者が保管する契約(データエスクロー契約)を締結することが必要ではないか

### 7-2. 紛争処理ルールの整備

- (4)「jp」と同様に、ドメイン紛争の予防・対処のために、紛争処理ルールを策定することが必要ではないか

#### 【プレゼン資料からの抜粋】

- ① 定期的に運営状況の報告を求め、適正性を確認することが必要(テレサ協)
- ② 報告先は、有識者等から構成される組織及び総務省が適当(テレサ協)
- ③ 事前の予告無しで立入検査を実施することが出来るようにすることも必要(テレサ協)
- ④ ユーザーや国民から理解の得られるような透明性の確保が必要(JAIPA)
- ⑤ 関係監督官庁、あるいは中立公平な第3者機関による監査の出来る体制が必要(JAIPA)
- ⑥ 総務省が定期、不定期に最低限の監査が出来るよう監督の仕組みが必要(JAIPA)
- ⑦ 国の財産と考えるのであれば、運用状況等に対する監督体制も重要(JAIPA)
- ⑧ 2~3年程度で政府による裏書きを更新(見直し)する制度が必要ではないか(JAIPA)
- ⑨ 民間主導による監査体制の構築が望ましい(IAJapan)
- ⑩ 現行のJPドメインの監査体制とは異なる枠組みが望ましい(IAJapan)
- ⑪ 現状よりもさらにオープンな体制に移行して、国民の多くにとってより理解しやすい業務運営を目指すべき(IAJapan)
- ⑫ ユーザーからの要望の受付、審査等を行う窓口は、第三者機関と事業者のどちらが主体になるべきかという観点も必要(JAIPA)
- ⑬ 従来どおり、JPNIC、総務省がデータエスクローの仕組みに関与する必要がある(テレサ協)
- ⑭ 可能な限り国内にデータエスクローされることが望ましい(JAIPA)
- ⑮ 過去の事例を整理、分析し、パブコメ等のプロセスを経て紛争処理ルールを整備することが必要(テレサ協)
- ⑯ 知的財産権を侵害することなく、広範に「ドメイン名」が利用されるような紛争処理の手続が準備されることが望ましい(JAIPA)

## 8. 新gTLD

### 8-1. 国の対応方針(「支持」等の判断基準)

- (1) 基本的にはその地方自治体の考えを尊重すべきではないか
- (2) ドメイン名の利用者保護等の観点から、IDN-ccTLDの検討と同様に、財政的基礎や技術的能力を勘案し、国は最低限の水準(安定運営や事業の透明性の確保等)を審査することが適当ではないか

### 8-2. 地方自治体の対応方針

- (3) 「支持等の要請」があった場合に、IDN-ccTLDの事業者の選定と同様に、財政的基礎や技術的能力を勘案しつつ、地域における利用も考慮して事業者を選定すべきではないか
- (4) 事業者の選定手順・ノウハウ等を取りまとめた「新gTLDに関する推奨ルール(指針)」が必要ではないか

### 8-3. 国と地方自治体の連携方策

- (5) 国・地方自治体に対し、参入希望者から「支持又は反対しないことの要請」があった場合や無断申請がなされた場合に、速やかに国と関連する自治体で情報を共有し、連携して対応出来る枠組みが必要ではないか

### 8-4. 各種支援策

- (6) 地方自治体や申請者からの相談に対応できる、ドメインに関する知見を有する相談窓口等が必要ではないか

#### 【プレゼン資料からの抜粋】

- ① 日本に何らかの関係があるようなgTLDが申請された場合、早急に対応できる枠組み(仕組み)が必要(JAIPA)
- ② 地方自治体等に属する地名等に関係のあるgTLDの申請が、第三者からあった場合、地方自治体等が早急に審議、対応を行うことが困難であるため、国が支援するような仕組みが必要(JAIPA)



## 9. その他

- (1) ICANNに対して、我が国からのより一層の国際貢献が求められるのではないかと。それに向けた対応を行うための枠組みについて検討することが必要ではないか
- (2) 事業の安定的な運営が求められる一方で、インターネットを取り巻く環境の変化が激しいこと等を考えると、例えば、数年毎に管理運営事業者の適正さの評価を行う仕組みが必要ではないか